飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行った方に、**手術に要した費用と感染症予防等その他の処置**※**に係る費用の一部**を助成します。

令和６年度飼い主のいない猫の去勢・不妊

手術費・予防接種費等の一部を助成します。



(※感染症の検査、予防接種、寄生虫の検査及び治療)

申請できる方 住民基本台帳に記載されている市内在住の方。

対象とする猫 市内に生息する**“ 飼い主のいない猫 ”**であること。

手術実施の際に必ず守っていただくこと

　① 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設届出をし、　 かつ、**市内で開業している動物病院で手術を受ける**こと。

　② 助成金の交付を受けようとする年度において手術を受けること。

　③ 去勢･不妊手術済みであることが分かるように､片方の耳端にＶ字のカットを施すこ と。（手術を実施する動物病院で必ず実施してください。）

　④その他の処置に係る助成の対象については、**手術と同時に実施する処置**であること。

　⑤現金での支払いであること。

助成限度額(1匹につき) 去勢手術（おす）４,０００円／不妊手術（めす）８,０００円 その他の処置　１,０００円

申請受付期間　 **令和６年４月１日～令和７年３月３１日**

※　予算の範囲内での助成のため、申請状況により期限前に終了する　 　　ことがあります。

提出方法 手術を実施した動物病院で申請書等を受け取り、必要事項を記入し、必要書類 を添付のうえ、下記により**手術後１か月以内**（３月手術分は３月３１日まで） に提出してください。年度をまたがっての申請はできません。

＜提出書類＞ ①申請書（様式1） ②手術等の完了証明書（様式２　獣医師

　　　　　　　　　　　　　の記入欄有) ③手術・その他の処置に要した費用がわかる

　　　　　　　　　　　　　領収書（宛名の記載があるもの）

●助成までの流れ

申請書、手術等完了証明書、領収書の提出。

[提出先] 〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1　さいたま市動物愛護ふれあいセンター

市内の動物病院にて去勢・不妊手術等を実施。

書類審査を行い、交付（不交付）の決定を行います。

●交付となった場合、交付決定通知を送付し、指定口座へ助成金を振込みます。

　(入金までは約1ヶ月となりますが、審査状況により遅れることがあります。)

※　詳しくは、動物愛護ふれあいセンター（電話８４０－４１５０／ＦＡＸ８４０－４１５９）へ。